

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
1	食育の推進	1	1-4	(2)			南部では食育に資する施設整備を図ることとされているが、北部は見学動線等食育に資する機能は計画しないという理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	(仮称)北部学校給食センターでは、見学者の受入れは想定していないため、見学動線等の計画は求めません。
2	環境負荷の低減	2	1-4	(5)			Z E B 認証(Z E B Ready以上)を取得すると記載がございますが、製造エリアを除いた事務所エリア限定との理解でよろしいでしょうか。	Z E B 認証取得に当たり、一次エネルギー消費量を算定する上での対象エリアについての考え方は、原則、ご質問と同様に想定しています。 なお、給食センターの用途は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を適用し、工場として判定することを想定していますが、提案内容に応じて、適切な建物・室用途の区分を採用してください。 (参考：「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)」(国住建環第215号、国住指第4190号 平成29年3月15日)) 工場における生産エリアは、現時点では一次エネルギー消費量の算定対象には含まないこととする建築物の部分とされているもの。
3	環境負荷の低減	2	1-4	(5)			基本理念にある環境負荷低減ですが、当該項目の事業の範囲に記載が見受けられないように思います。省エネ設備の導入にかかわる業務や、省エネを維持継続するための運営業務が入っているとよいかと思えます。	環境負荷の低減に関する業務の要求水準については、「参考資料14 環境配慮に係る基本的な考え方」にとりまとめていますのでご参考ください。 環境負荷の低減に資する方法や運用等については、事業者の提案に委ねます。
4	国庫補助金等申請の支援業務	2	1-5	(3)	ア	(エ)	「市が行う国庫補助金等申請の支援業務」とは具体的にどのような資料作成等の業務を想定されていますでしょうか。また、支援業務のスケジュールがわかればご教示ください。	施設整備費に充当する国庫補助金交付に係る計画策定、申請・実績報告等や、地方債に係る計画作成等に必要事業費内訳や工程等の資料作成、事業費の算出などを想定しています。 また、令和8年度に国庫補助金の交付申請及び起債を行う予定であるため、申請支援については、令和7～8年度にかけての期間を想定しています。検査支援については、随時となります。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
5	学校配膳室等改修業務	2	1-5	(3)	ア	(コ)	改修内容を統一した方が平等な選定になり、運用後も安全、安心な給食提供が出来ます。各校の改修箇所を各事業者提案でなく、修繕箇所(扉、プラットホーム等)をご指示頂けないでしょうか。また再度グループ毎に見学の機会を頂けないでしょうか。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
6	学校配膳室等改修業務	2	1-5	(3)	ア	(コ)	学校配膳室等改修業務は貴市が内容を定めて、それに対して事業者がどのような提案ができるかというのが公平な競争となるのでは無いかと思います。改修業務を事業者提案にすると、提案内容と金額面での加点に乖離ができて、貴市に対するサービスに対して「安かろう悪かろう」が得点上で最も良い結果となってしまう可能性があるのでは無いでしょうか？若しくは、必要なサービスをご提示いただき、そのために必要な改修箇所をご指示頂くことで最善の提案を検討することが可能になると考えられます。また、グループ組成後に現場の確認などは可能でしょうか？	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。
7	学校配膳室等改修業務	2	1-5	(3)	ア	(コ)	改修業務の要否を事業者判断とすると、各社の提案内容や価格提案に大きな差が生じる可能性があるため、貴市で改修要否をご判断頂いた上で改修内容の統一、具体的な改修箇所等の内容をお示しいただけませんでしょうか。また、改修が必要な場合、再度グループごとに各校の見学の機会を頂けませんでしょうか。宜しくお願ひ申し上げます。	事業者が実施する各学校配膳室の改修範囲及び仕様等については、各事業者からのご意見を踏まえて、市が指定し要求水準書(案)の修正及び参考資料10「学校配膳室の概要」に追記します。それ以外の改修範囲については事業者が必要と判断する場合において、事業者の負担で実施することを前提に、提案することができるものとします。なお、市が実施する各学校配膳室の改修範囲についても参考資料10「学校配膳室の概要」にて追記及び一部修正します。また、現地見学会(配送校)についても、各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度の実施を予定します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
8	付帯事業	3	1-5	(3)	オ		安全、安心な給食の提供を第一に考え、付帯事業の評価点が高くないようご検討お願い致します。	参考にさせていただきます。 なお、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
9	付帯事業	3	1-5	(3)	オ		本施設の主目的が安全、安心な給食提供と考えます。そのため付帯事業に関しては評価点が高くないようご配慮いただければと思います。宜しく申し上げます。	参考にさせていただきます。 なお、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
10	事業者の収入	4	1-5	(5)			予定価格もしくは上限価格は、募集要項公表時に明示されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	事業者の収入	4	1-5	(5)			昨今の建設資材高騰により建設工事費は上昇しており、また、長期金利についても割賦払いの基準金利で使用されることが多い、TONA T S R等は数か月前と比較し急上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願い致します。	ご意見として参考にさせていただきます。
12	事業者の収入	4	1-5	(5)			入札予定価格の公表をお願い致します。	入札公告時に公表します。
13	事業者の収入	4	1-5	(5)			総事業費の公表は令和6年4月以降でしょうか。早い段階で事前に事業費の目安を把握できると参加する上で判断が付きやすいので、ご検討いただけると幸いです。	入札公告時に予定価格を公表します。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
14	本施設の設計及び建設に係るもの	4	1-5	(5)	ア		建設一時金が支払われる際には、「設計及び建設に係る対価の一定額を施設引き渡し後に一括払いする」と記載がありますが、一定額とは何割程度になりますでしょうか。	現時点では、建設一時金の支払いは、本施設の所有権移転を予定している令和8年9月以降を想定しています。また、建設一時金の額は、国庫補助金及び地方債相当額を予定しており、詳細は入札説明書等において公表します。なお、初期投資に相当する金額に対する割合については、国庫補助金算定の基礎となる給食を提供する生徒数や、事業者の提案する事業費のうち地方債の起債対象経費の額によるため、現時点では具体的に示すことは困難です。
15	本施設の設計及び建設に係るもの	4	1-5	(5)	ア		「本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。」 「本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から前述の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。」と記載がありますが、建設一時金はどの時点で支払いがされるのか、ご教授願います。 またその金額についてはどの位の割合の支払が想定されているのでしょうか。	現時点では、建設一時金の支払いは、本施設の所有権移転を予定している令和8年9月以降を想定しています。また、建設一時金の額は、国庫補助金及び地方債相当額を予定しており、詳細は入札説明書等において公表します。なお、初期投資に相当する金額に対する割合については、国庫補助金算定の基礎となる給食を提供する生徒数や、事業者の提案する事業費のうち地方債の起債対象経費の額によるため、現時点では具体的に示すことは困難です。
16	本施設の設計及び建設に係るもの	4	1-5	(5)	ア		建設一時金の算出方法の公表をお願い致します。	現時点では、建設一時金の額は、国庫補助金及び地方債相当額を予定しており、詳細は入札説明書等において公表します。
17	事業の実施スケジュール(予定)	4	1-5	(7)			令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)で設計・建設期間が設定されております。基本・実施設計中、残置物の解体を行い、本体工事に着手することになります。建設業では2024年4月1日から働き方改革関係法案が施行されます。公共性の高い工事であることから週休2日を実施することを考えると、設計建設工期に収まらない可能性があります。設計建設期間の延長をお願いできないでしょうか。	現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も設計・建設期間について、協議を行います。
18	事業の実施スケジュール(予定)	4	1-5	(7)			設計・建設期間が約22か月間とありますが、昨今の人手不足や2024年度からの総労働時間上限規制等を考えますと短いと考えます。建設期間につきまして、18か月程度として頂くことは可能でしょうか。ご検討頂けますよう、よろしくお願いたします。	現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も設計・建設期間について、協議を行います。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
19	事業の実施スケジュール(予定)	4	1-5	(7)			設計・建設期間が22か月間と設定されておりますが、過去案件を参照すると指定された期間での施設整備は困難である場合もあるかと推測します。施設整備期間について再度見直しをお願いいたします。	現時点で変更は予定していませんが、令和6年度以降労働基準法改正の影響等も見極めながら必要に応じて、契約後も設計・建設期間について、協議を行います。
20	確認及び提案審査の方法	6	2-2				B I Mを活用した効率化の提案を行う事で加点対象になりますでしょうか。	評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。 なお、現時点で市ではJ W - C A Dを使用しており、基本設計・実施設計等に関する書類については、当該ソフトで使用できるデータ形式による提出を想定しています。
21	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				建設予定地及び配送校の現地見学会について、再度見学の機会を頂くことは可能でしょうか。	各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度現地見学会の実施を予定します。
22	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				実施方針公表後、現地見学会(建設予定地および配送校)開催日が近接していたため日程調整が難しかった参加希望者も多いと思われまます。提案審査書類の受付(令和6年8月下旬)までの間に、現地見学会(建設予定地および配送校)を実施して頂けないでしょうか。	各事業者からの要望を踏まえ、入札説明書等の公表以降に再度現地見学会の実施を予定します。
23	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				「入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答公表」について、参加資格審査に関する回答のみ大型連休前の4月末に先行して公表することをご検討ください。	ご意見として参考にさせていただき、先行公表できるよう検討の上、入札説明書等にてお示しします。
24	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				7月中旬に競争的対話の実施とございますが、指定頂いたスケジュールですと、対話実施から提案書提出までが短い期間になります。対話内容を提案審査書類に反映し、より貴市のニーズに沿った提案内容とするためにも、競争的対話の時期を早めて頂けませんでしょうか。	ご意見として参考にさせていただき、実施時期を早められるよう検討の上、入札説明書等にてお示しします。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
25	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				「落札者の選定・決定・公表」から「PFI事業契約書締結」までの期間について、基本協定書締結やSPC設立業務に時間を要するため、最低でも1か月半程度は頂きたく、ご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として参考にさせていただき、入札説明書等にてお示しします。
26	募集及び選定スケジュール(予定)	7	3				スケジュールの詳細(具体的な日取り)が公表されるのはいつの時点と考えれば宜しいでしょうか。ご教授願います。	入札公告時に公表します。
27	基本協定の締結	11	4-9				基本協定書において、独禁法違反や談合等により構成企業及び協力企業に連帯債務として違約金が課される場合、構成企業及び協力企業が自己の受託する業務以外の他社のリスクも負うことになるため、リスクが過大で本事業への参入障壁となります。多くの企業が参加しやすいよう、本事業における独禁法違反及び談合等に限定し、違約金についても連帯債務ではなく帰責性を有する企業間で連帯して違約金を負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として参考にさせていただきます。
28	基本協定の締結	11	4-9				基本協定書の有効期間につきまして、事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄として頂けますようご検討お願い致します。	ご意見として参考にさせていただきます。
29	基本協定の締結	11	4-9				【意見】 実施方針にて、基本協定書案と事業契約書案が公表されておりません。コンソーシアムとしての参加、不参加を左右する、非常に重要な条件資料となるため、「入札説明書の公表」前、なるべく早い時期に公表頂けないでしょうか。	本事業の実施は、令和6年3月議会にて議決を経る必要があることを踏まえ、令和6年4月上旬としています。
30	入札参加者の構成と定義	11	5-1				参加資格申請書提出において、各社企業の押印が1ページにまとまっていますと、企業数が多いほど回覧に時間を要する為、通し番号をつけて1社1ページに出来るようご検討お願い致します。	ご意見として参考にさせていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
31	複数応募の禁止	12	5-4				(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業と(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業は別事業のため、両方の応募は可能との理解で宜しいでしょうか。 また、別グループとしての参加も可能との理解で宜しいでしょうか。 (例.南部にグループ1(A社(代表企業).B社.C社)、グループ2(D社(代表企業).E社.【F社】)、北部にグループ1(A社(代表企業).B社.【F社】)、グループ2(D社(代表企業).E社.C社))	前段、後段ともにお見込みのとおりですが、参加に当たっては関係法令等を遵守してください。
32	複数応募の禁止	12	5-4				「選定されなかった入札参加者の構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする」とありますが、地元企業の活用により、地域経済の活性化にむけた提案は評価は頂けるものと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
33	複数応募の禁止	12	5-4				「選定されなかった応募者の構成企業(代表企業を除く)又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能～」とありますが、選定されなかった応募者の構成企業又は協力企業は選定された特別目的会社から直接業務を受託・請負することができるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	共通の参加資格要件	13	6-1	(2)			「入札説明書等の公表日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等処置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと」と記載がありますが、本事業は4月の入札説明書の公告以降、事業契約締結となる12月まで9か月間の指名停止期間中ではないことを求められております。PFI事業は企業グループによる入札であり、途中でいずれかの企業が指名停止になれば代替企業を探すことは非常に困難であり、入札を断念せざるを得なくなる可能性が非常に高くなります。従来発注と比較して非常に長く重い資格要件でもあり、9か月をより短くする方向でご調整頂けないでしょうか。入札説明書の公表日を参加資格審査書類提出時に変更していただく事や基本協定締結以降は参加資格を問わない事等のご検討が有効的だと考えます。	ご意見を参考に、検討させていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
35	共通の参加資格要件	13	6-1	(7)			入札参加資格者名簿に関する要件について、共通の要件として「令和5・6年度競争入札参加資格者として登録されていること。」とのみありますが、名簿にさえ登録されていれば登録種目は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	個別の参加資格要件	13	6-2				S P Cの経営管理を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	経営管理のみを担う企業であれば、お見込みのとおりです。
37	設計業務を行う者	14	6-2	(1)	イ		本事業と同様のP F I事業(B T O方式)において、S P C(S P Cに出資をした構成企業として)の一員として行った実施設計業務の履行も実績として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、要件を満たす公共施設の実施設計業務を主として実施した場合に限ります。(J Vなどで一部の実施設計業務のみを担った場合は除きます。)
38	設計業務を行う者	14	6-2	(1)	イ		「元請として実施設計業務を履行した実績を有していること。」とありますが、P F I事業においてS P Cの協力企業として受託した場合でも元請としての実績に含むとの認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。 ただし、要件を満たす公共施設の実施設計業務を主として実施した場合に限ります。(J Vなどで一部の実施設計業務のみを担った場合は除きます。)
39	設計業務を行う者	14	6-2	(1)	イ、ウ		イ、ウの要件についてはそれぞれ異なる実績で満たしている場合でも問題ないとの認識で宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
40	工事監理業務を行う者	14	6-2	(2)	イ		本事業と同様のP F I事業(B T O方式)において、S P C(S P Cに出資をした構成企業として)の一員として行った工事監理業務の履行も実績として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、要件を満たす公共施設の工事監理業務を主として実施した場合に限ります。(J Vなどで一部の工事監理業務のみを担った場合は除きます。)
41	建設業務を行う者	14	6-2	(3)	ア		確実な子どもの食の安全を確保するにあたり、安全で高品質な建設を行う基準として参加条件の指定に建設業務を行う者の「建築一式工事に係る、経営事項評価数値」については1, 2 0 0点以上等といったある程度高い基準が必要だと考えます。	建設業務を行う者の参加資格要件として、一定規模以上の公共工事の施工実績及び同等用途の施工実績を求めることで、安全安心で温かい「さがみはらの給食」の安定的な供給を担保できるものと考えています。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
42	建設業務を行う者	14	6-2	(3)	イ、ウ		建設業務を行う者の「国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設の建築一式工事」と「ドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の工事」については同一工事でなくても宜しいでしょうか。ご教授願います。	お見込みのとおりです。
43	維持管理業務を行う者	15	6-2	(5)	イ		公共施設の維持管理業務の実績を有していることとの記載がございますが、PFI事業の給食センターという特殊な公共施設であることから、1者は公共の給食センターの維持管理業務実績を有することとしていただきたい。	原案のとおりとします。
44	その他	17	9				「入札参加者は、市内に本社・本店等を置く市内企業の積極的な活用に努めること・・・落札者決定基準において加評価の対象とすることを想定している。」とありますが、具体的にどのような審査基準があるのでしょうか。	評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
45	その他	17	9				今後、「落札者決定基準」を策定する際は、地域経済や地域社会への配慮や貢献に関する配点に重点を置くようにお願いします。	参考にさせていただきます。 なお、評価点等については、今後、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」のご意見を伺いながら決定し、入札説明書等と合わせて落札者決定基準において公表する予定です。
46	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				契約保証金額について「契約金額の10%以上」と記載がありますが、事業者の負担が大変大きく感じます。他自治体様の学校給食センターPFI案件でも多く採用されています「施設整備費の100分の10以上」「維持管理運営費の1年分の100分の10以上、もしくは免除に変更していただけないですか。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。
47	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				契約保証金額は契約金額の10%以上と記載があり、事業者の負担が非常に重く感じます。他学校給食センターPFI案件で多く採用されています施設整備期間：「施設整備費の100分の10以上」維持管理運営期間「維持管理運営費の1年分の100分の10以上、もしくは「免除」に変更して頂けないでしょうか。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
48	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				事業締結時の契約保証金が契約金額の10%とありますが、事業者の負担がかなり大きいと感じます。事業初動の施設整備費の10%もしくは免除等再度ご検討いただけませんか。宜しくご意見申し上げます。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。
49	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				契約保証金額の設定は他給食センター案件でも採用されている施設整備期間は施設整備費の100分の10以上、維持管理運営期間は、維持管理運営費の1年分の100分の10以上、または免除などの内容に変更の検討をして頂けないでしょうか。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。
50	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				契約保証金額は契約金額の10%以上と記載があり、他の学校給食センターPFI案件と比較し、事業者の負担が重いと考えます。学校給食センターPFI案件で多く採用されています「施設整備費の10%以上」「維持管理運営費の1年分の10%以上」として頂くことは可能でしょうか。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。
51	事業者の責任の履行に関する事項	18	2				契約保証金額の負担が事業者に対して大きく、中・小企業を除外する内容となっているのでは無いでしょうか？他市のPFI案件でもこのような負担を強いることは少ないと思います。契約保証金の軽減、もしくは免除となることを願います。	他市事例を参考に、事業者の過度な負担とならないよう、対応を検討させていただきます。
52	モニタリングの費用の負担	19	3-3				「市が実施するモニタリングに係る費用のうち…」とありますが、市が実施するモニタリングとは具体的にどのようなものかお示し頂けないでしょうか。	事業者が実施するセルフモニタリング結果を参照し、要求水準書や提案内容を含む契約内容が満たされているかどうかの確認や市独自の確認項目を設定したモニタリングの実施を想定しています。 なお、事業者のモニタリングを確認した上で詳細調査を行い、事業者の業務に過失や不作為が発見された場合、その確認に要した費用は事業者に請求する可能性があります。
53	土地の所有	20	1-2				所有者は貴市ではなく神奈川県とのことですが、手続上貴市が所有者である場合と異なるものはございますでしょうか。また土地取得に向けて調整中とのことですが、具体的な取得スケジュールがわかればご教示ください。	現時点で神奈川県所有ですが、事業用地部分は令和6年4月頃の取得を予定しています。このため、事業契約時点では事業用地部分は本市の所有となる予定であることから、手続上に違いはありません。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
54	法制上及び税制上の措置	23	7-1				事業所税について、本事業は利用料金収入等はなく事業者の収入は貴市から支払われるサービス対価のみで、貴市との事業契約に基づき業務を行うため、実質指定管理者と同様であり、本事業を実施する特別目的会社に事業所税は課税されないとの認識で宜しいでしょうか。	P F I 事業は民間の事業者が事業主体となって行われるものであるため、原則として課税対象となっており、本市においては特別目的会社に対する事業所税の減免はありません。
55	法令リスク	25					2 本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更に関するものの法制度等とは、要求水準書(案) P 3 に記載されている遵守すべき法令等との理解でよろしいでしょうか	要求水準書(案) P 3 に記載されている法令は、この事業の遂行のために遵守すべき主要な法令であり、例えば、本事業に直接関係する条項以外の変更等も含めた全ての法令の変更について、市が責任を負うというものではありません。
56	法令リスク	25					2 本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更に関するものの法制度等には、行政機関による指導等(消防署の指導等)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	法令リスク	25					6 許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)には、消防署や保健所等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市が取得する許認可の遅延は、消防署や保健所の許認可を含め、市のリスクとしますが、現時点では、市の業務として消防署や保健所に書類を提出して許認可を取得する手続は想定していません。 なお、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
58	住民対応リスク	25					9 「上記以外の事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの」が事業者所掌となっていますが具体的に何を想定されているのかご教授願います。	本事業において、事業者が実施する調査、建設、維持管理・運営等の業務全般を指します。
59	物価変動リスク	26					20 物価スライドの起算日は予定価格公表日(入札公告日)とし、スライド条項等の適用をお願いいたします。	ご意見として参考にさせていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
60	物価変動リスク	26					20 「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減」の基準日は入札日時点として頂けないでしょうか。ご検討願います。	ご意見として参考にさせていただきます。
61	物価変動リスク	26					20 「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減」の一定の範囲の基準をご教授願います。	入札説明書等において公表します。
62	物価変動リスク	26					20、21 現在、建設資機材や労務単価の高騰が著しく、PFI事業で通常用いられることの多い建設物価指数等の指標ではカバーしきれず、実態と乖離しております。 そのため、より実態に則したスライド条項等の建付けを検討頂くことは可能でしょうか。 また、スライド条項の適用にあたっては、想定を上回ることも懸念されるため、その場合は官民で協議を行える余地を残して頂けますでしょうか。	ご意見として参考にさせていただきます。
63	物価変動リスク	26					21 維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動に関して、維持管理業務の物価変動は、「厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上」を採用頂きますようお願いいたします。	ご意見として参考にさせていただきます。

「(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業」に関する質問・意見書に対する回答

実施方針

	項目	該当箇所					質問・意見	回答
		頁	1	(1)	ア	(ア)		
64	用地リスク	26					No. 3 4 1に「市は対応費用の負担等について協議できるものとする。」とありますが、No. 3 5の場合に、事業者も対応費用の負担等について市と協議ができるのでしょうか。	No. 3 4に示す 1については、市はリスクが顕在化することにより、生じる増加費用等の負担に関して、業務内容縮減などを通じて、負担のための原資を捻出する方針で協議を求めることがあり、事業者には市の求める協議に応じていただきたいと考えているものです。
65	用地リスク	26					No. 3 4、3 5 「...市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財...」とありますが、合理的に予測できるものの範囲が曖昧です。市が合理的に予測したものを予めお示し頂けますでしょうか。	現時点で、具体的に想定しているものではありませんが、市はリスクが顕在化することにより、生じる増加費用等の負担に関して、業務内容縮減などを通じて、負担のための原資を捻出する方針で協議を求めることがあります。この場合、事業者には市の求める協議に応じていただきたいと考えています。
66	用地リスク	26					3 5 「事業用地の土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの及び市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財に限る。)」が事業者の所掌となっております。合理的に予測できるもの以外のリスク分担については貴市と考えれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細についてはリスク分担表(案)No. 3 4に示すとおりです。 なお、No. 3 4について、市はリスクが顕在化することにより、生じる増加費用等の負担に関して、業務内容縮減などを通じて、負担のための原資を捻出する方針で協議を求めることがあります。この場合、事業者には市の求める協議に応じていただきたいと考えています。
67	運搬費増大リスク	28					No. 7 3 「交通事情悪化による運送費増加など」とありますが、交通事情の悪化は不可抗力とされます。これは事業者側の責となるのでしょうか。	実施方針に記載のとおりとします。なお、疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議することとしています。
68	食器等破損リスク	29					7 5 「食器等破損リスク」について、「児童生徒等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害」以外のリスクは事業者の分担とされていますが、例えば校内にて生徒の故意でない事故によって多数が破損してしまった場合など、破損の規模・内容によってはリスクを共有できるよう協議させて頂けないでしょうか。	通常使用による経年劣化等により破損した場合、事業者のリスク分担としますが、ご意見を踏まえ、実施方針を修正します。